

石川町最低制限価格制度取扱要領 新旧対照条文

改正案	現 行
<p>(建設工事に係る制限価格の算出)</p> <p>第 4 条 建設工事に係る制限価格の額は、対象となる建設工事の設計金額の算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が設計金額に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、設計金額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認める場合は、設計金額に 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲において町長が定める割合を乗じて得た額を制限価格の額とすることができる。</p> <p>3 前 2 項の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。(以下第 6 条までの算出において同じ。)</p>	<p>(建設工事に係る制限価格の算出)</p> <p>第 4 条 建設工事に係る制限価格の額は、対象となる建設工事の設計金額の算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が設計金額に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、設計金額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認める場合は、設計金額に 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲において町長が定める割合を乗じて得た額を制限価格の額とすることができる。</p> <p>3 前 2 項の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。(以下第 6 条までの算出において同じ。)</p>
<p>(複合業務に係る制限価格の算出)</p> <p>第 7 条 建設工事、工事関連業務委託又は業務委託のうち 2 以上の業務から構成される業務に係る制限価格の額は、第 4 条から前条までの規定によりそれぞれの業務の制限価格を算出し、それらを合計した額とする。</p>	<p>【新設】</p>
<p>(制限価格の設定の周知)</p> <p>第 8 条 (略)</p>	<p>(制限価格の設定の周知)</p> <p>第 7 条 (略)</p>
<p>(委任)</p> <p>第 9 条 (略)</p>	<p>(委任)</p> <p>第 8 条 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。</p>